# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年8月まで

私は結婚後、親に勧められてA市で国民年金に加入し、昭和 51 年 10 月 に転居後の 56 年 9 月に仕事に就くまで国民年金保険料を納付したので、申 立期間が未加入となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国 民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険と国 民年金の切替手続を複数回適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び 年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 48 年 11 月頃に任意加入した際に払い出されているところ、申立人は、「私は、昭和 56 年 8 月頃に就職が決まり、同年 9 月からの厚生年金保険の加入に伴い国民年金を辞めた。申立期間当初に国民年金の資格喪失の手続をした記憶は無い。」と具体的に述べている上、申立人が申立期間に納付したとする国民年金保険料についても、「1 か月の保険料は 4,000 円から 5,000 円だったと思う。」と述べており、これは申立期間当時の保険料月額とおおむね一致する。

さらに、申立期間前後を通じて申立人の夫に職業変更は無い上、申立人及び申立人の夫に住所変更も無く、申立期間前と比べて申立期間に係る申立人の生活状況等に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらないことを踏まえると、あえて申立期間について、国民年金の任意加入の資格喪失をする合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年4月から 51 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私の国民年金保険料は、地区の納税組合の集金で税金と一緒に町に納付していた。私の地区は継続して徴収納入していたので、申立期間の1年間だけの保険料の未納は考えられない。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付している上、60歳到達時までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする同居の両親は、 国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人家族の納付意識の高さを 踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付してい たものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、地区の納税組合の集金で税金と一緒に町に納付していた。」旨を主張しているところ、これは申立期間当時の地区の納税組合における集金実態と合致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録について、平成5年10月か ら6年9月までを34万円、同年10月から7年9月までを36万円、同年10 月から9年9月までを38万円、同年10月から10年9月までを36万円、同 年10月から11年9月までを34万円、同年10月から13年8月までを36万 円、及び16年9月から17年8月までを28万円に訂正した記録を取り消し、 今回、改めて申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、申立 期間①のうち、5年10月から6年6月までを30万円、同年7月及び同年8 月を34万円、同年9月から7年2月までを36万円、同年3月を32万円、 同年4月から同年8月までを36万円、同年9月から同年12月までを38万 円、8年1月を36万円、同年2月から同年4月までを38万円、同年5月を 36万円、同年6月及び同年7月を38万円、同年8月を36万円、同年9月を 38 万円、同年 10 月及び同年 11 月を 36 万円、同年 12 月から 9 年 4 月までを 38万円、同年5月から同年7月までを34万円、同年8月を36万円、同年9 月から 10 年 3 月までを 38 万円、同年 4 月を 34 万円、同年 7 月を 38 万円、 同年8月から11年2月までを36万円、同年3月を34万円、同年4月及び 同年5月を36万円、同年6月を32万円、同年7月から12年4月までを36 万円、同年5月を32万円、同年6月から13年4月までを36万円、同年5 月を34万円、同年6月を32万円、同年7月を36万円、同年8月を34万円 とし、申立期間②のうち、16年9月を32万円、同年10月から17年4月ま でを28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記期間における訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から13年9月29日まで

#### ② 平成16年9月1日から17年9月1日まで

私は、平成元年9月1日から現在までの期間においてA社に勤務しているが、給与明細書の総支給額に比べると社会保険庁(当時)の標準報酬月額が低い金額になっていることに納得いかないので、両申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の両申立期間の標準報酬月額に係る記録については、i)申立人 が所持する申立期間に係る給与明細書及びA社が保管する賃金台帳から、 オンライン記録上の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていたこ とが確認できること、ii) 当該事業所の事業主は、「両申立期間に係る標 準報酬月額について、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い標 準報酬月額を社会保険事務所(当時)に提出していた。」と供述している こと、iii) 当該事業所は、平成 20 年 3 月頃に社会保険事務所に対して、 申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項 訂正届を提出しており、当該訂正届により届け出られた標準報酬月額は、 申立人の実際の報酬月額に基づき算出されたものであることが認められ るとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成20年 9月30日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例 法」という。) 第1条第1項の規定により、申立期間①の標準報酬月額に ついては、平成5年10月から6年9月までを34万円、同年10月から7 年9月までを36万円、同年10月から9年9月までを38万円、同年10月 から 10 年 9 月までを 36 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までを 34 万円、 同年 10 月から 13 年 8 月までを 36 万円、及び申立期間②の標準報酬月額 については、16年9月から17年8月までを28万円に訂正されている。

ところで、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で あることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ ととなる。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、 特例法に基づく上述の認定方法を前提とした両申立期間に係る標準報酬月 額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて特例法に基づく認定方法により当該事案を再審議した。その結果、申立人が所持する当該期間に係る全ての給与明細書において確

認できる保険料控除額から、上記認定方法に基づいて、申立期間①及び② に係る標準報酬月額の記録については、前回の記録訂正を取り消し、申立 |期間①のうち、平成5年10月から6年6月までを30万円、同年7月及び 同年8月を34万円、同年9月から7年2月までを36万円、同年3月を32 万円、同年4月から同年8月までを36万円、同年9月から同年12月まで を 38 万円、8年1月を 36 万円、同年2月から同年4月までを 38 万円、 同年5月を36万円、同年6月及び同年7月を38万円、同年8月を36万 円、同年9月を38万円、同年10月及び同年11月を36万円、同年12月 から9年4月までを38万円、同年5月から同年7月までを34万円、同年 8月を36万円、同年9月から10年3月までを38万円、同年4月を34万 円、同年7月を38万円、同年8月から11年2月までを36万円、同年3 月を34万円、同年4月及び同年5月を36万円、同年6月を32万円、同 年7月から12年4月までを36万円、同年5月を32万円、同年6月から 13年4月までを36万円、同年5月を34万円、同年6月を32万円、同年 7月を36万円、同年8月を34万円とし、申立期間②のうち、16年9月を 32万円、同年10月から17年4月までを28万円とすることが妥当である。

- 2 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 申立期間①のうち平成 10 年 5 月及び同年 6 月、並びに申立期間②のうち 17 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する 10 年 5 月及び同年 6 月の給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える額であると認められるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていない上、申立人が所持する 17 年 5 月から同年 8 月までの給与明細書における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える額であると認められるものの、当該給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③及び④に係る標準報酬月額の記録については、 平成15年12月を30万円、16年1月を34万円、同年2月を32万円、同年 3月を30万円、同年7月を32万円、及び同年8月を30万円に訂正するこ とが必要である。

なお、事業主は、申立期間③及び④における上記訂正後の標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から5年10月1日まで

- ② 平成13年9月29日から同年10月1日まで
- ③ 平成15年12月1日から16年4月1日まで
- ④ 平成16年7月1日から同年9月1日まで

私は、全ての申立期間に係る給与明細書を所持しているが、年金事務所で確認したところ、申立期間①、③及び④に係る標準報酬月額が実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かったので、給与明細書に記載された支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、申立期間②についても、厚生年金保険料が給与から控除されていることが給与明細書から確認できるので、厚生年金保険の被保険者期間と

して認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

## 1 申立期間②について

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、A社は、オンライン記録によると、平成13年9月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており申立期間②における適用事業所としての記録が無いが、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、当該期間において解散又は閉鎖されてはおらず、法人格を有していたことが確認できる上、事業主が当該期間においても事業を継続していたことを供述していることなどから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成 13 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②において適用事業所でありながら、適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 2 申立期間①、③及び④について

申立人は、申立期間①、③及び④については、標準報酬月額が相違する旨申し立てている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律(以下「特例法」という。)によれば、標準報酬月額を改定又は決定 し、これに基づいて記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源 泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれ に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③及び④に係る標準報酬月額については、申立人 が所持する当該期間の給与明細書において確認できる保険料控除額から、 申立期間③及び④に係る標準報酬月額の記録については、申立期間③の平 成 15 年 12 月を 30 万円、16 年 1 月を 34 万円、同年 2 月を 32 万円及び同年 3 月を 30 万円、申立期間④の同年 7 月を 32 万円及び同年 8 月を 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料 控除額に見合う標準報酬月額を届け出ていないことを認めており、その結 果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知 を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える額であると認められるものの、当該給与明細書から確認又は推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年6月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年8月1日に、資格喪失日に係る記録を39年6月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年8月及び同年9月を1万6,000円、同年10月から39年5月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月6日から39年7月1日まで

私は、昭和38年4月から39年6月30日までの期間においてB職に従事する従業員としてA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

- 1 昭和38年8月1日から39年6月17日までの期間について
  - (1) 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断する と、申立人は、申立期間のうち昭和38年8月1日から39年6月17日 までの期間についてはA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、前述の同僚には当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該同僚及び社会保険事務の補助担当者は、「昭和38年頃に 入社した従業員については全員、厚生年金保険に加入させていたと思 う。」旨を供述している。

加えて、当該同僚は、「昭和38年頃はA社の最盛期で、従業員数は約50人だった。」と供述しているところ、前述の被保険者原票から当時の被保険者数は49人であることが確認でき、A社は、当時従業員のほぼ全員について厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和39年6月30日まで勤務したと主張しているが、i)事業所番号等索引簿によれば、A社は同年6月17日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、ii)前述の社会保険事務の補助担当者が、「会社が厚生年金保険に加入しなくなってから厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」と供述していること、iii)同年6月17日から同月30日までの期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる資料がほかにないことなどから判断すると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年6月17日とすることが妥当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人は、昭和38年8月1日から39年6月17日までの期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ る。

- (2) 当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚のA社における昭和38年8月及び同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年8月及び同年9月を1万6,000円、同年10月から39年5月までを1万8,000円とすることが妥当である。
- (3) 申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止しており、代表者も死亡していることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 昭和38年4月6日から同年8月1日までの期間について 申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、申立期間のうち昭和38 年4月6日から同年8月1日までの期間については、申立人がA社に勤務

していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同時期に入社したとする前述の社会保険事務の補助担当者は、「厚生年金保険被保険者資格の取得手続は、従業員が入社してすぐに行っていたわけではなく、一定期間経過後にまとめて行っていた。私についても、A社の関連会社であるC社からA社に移った際の勤務期間については、ほとんど空白期間は無かったが、同社に入社して一定期間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述しているところ、C社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚のC社における被保険者資格の喪失日は昭和38年4月14日、A社における資格の取得日は同年8月1日と記録されていることが確認できることなどから判断すると、当時、A社においては、従業員について、必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に、C社D事業所における資格喪失日に係る記録を35年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から同年12月1日まで

② 昭和35年7月14日から同年8月1日まで

A社は社名変更により、C社となったが、同一の会社であり、私はこれらの会社で継続して勤務していたのに、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所 別被保険者名簿の記載内容並びに複数の同僚の供述から判断すると、A社 は、C社に名称変更されていることが推認されるところ、勤務内容に係る 申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社B 事業所からC社E事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社E事業所の事務責任者は、「C社本社採用の社員の給与計算は同社本社で、現地採用社員の給与計算は同社各事業所で行っていた。」と供

述しているところ、複数の同僚が、「申立人も私も正社員であった。給与は C社本社から支払われており、同社各事業所間で異動があった場合も、保 険料は継続して控除されていた。」と供述していることから判断すると、申 立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたと認められる。

なお、適用事業所名簿において、A社B事業所は昭和33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社E事業所は同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、前述の事務責任者が、「C社E事業所の開設は昭和33年12月であり、同社E事業所に係る健康保険厚生年金保険新規適用届は私が提出した。」と供述しており、申立人及び申立人と同様にA社B事業所からC社E事業所に異動したとする同僚が、「A社B事業所の事業所閉所後も、C社E事業所に異動する者は、A社B事業所に後片付けのために残っていた。後片付けの作業に従事した者は5人以上いた。後片付けの作業が終了した後に、C社E事業所に継続して勤務した。」と供述していることから判断すると、A社B事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられ、異動日については、昭和33年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和33年9月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、及びC社 D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 35 年 10 月の定時決定に係る申立人の標準報酬月額の記録が記載されているこ となどから判断すると、事業所が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額 算定基礎届を提出する同年8月頃には申立人が同社D事業所に勤務(昭和 35 年8月1日にC社D事業所から同社F事業所に異動)していたことが認 められる。

また、前述の事務責任者の供述及び申立期間①当時の同僚の供述などか

ら判断すると、申立人は、申立期間②においても、給与はC社本社から支払われていたことが推認されるとともに、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 35 年 6 月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義 務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関 連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月15日から同年10月2日まで 私は、昭和35年2月にA社に入社し、平成13年6月に同社を退職する までの期間において継続して勤務した。

途中、昭和 37 年1月に同社B事業所に異動したが、勤務条件が変わることなく継続して勤務したのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の人事担当者の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和37年1月15日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無いので詳細は不明であるものの、厚生年金保険料を給与から控除していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所(当時)に納付したはずである。」旨主張している

が、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 46 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年7月1日まで 私は、昭和41年3月にA社に入社した後、46年7月1日に同社B事業 所から同社本社に異動し、平成5年8月までの期間において継続して勤務 したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、在籍証明書、A社の人事担当者の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 46 年 7 月 1 日にA社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和46年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合 又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月20日から同年7月1日まで

私は、昭和 38 年 6 月にA社本社C事業所から同社D事業所管轄の同社 E事業所に転勤し、その後も継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保 険の被保険者記録が無いことに納得できない。

同一企業内での転勤であり、厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の社員住所録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 38 年 7 月 1 日にA社本社から同社D事業所管轄の同社E事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年5月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、A社D事業所の当時の社会保険事務担当者が、「当時、A社では、採用は月初め、退職は月末の日付で行っていたので、厚生年金保険に係る手続も月初めの日付で

被保険者資格を取得させ、1日付けで資格を喪失させていた。転勤の場合も同じようにしていたので、申立人については、本社が厚生年金保険被保険者資格喪失届の日付を誤って届け出たと思う。」と供述している上、当該供述を事業主が認めていることから、事業主は誤った日付を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る昭和38年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで

私の国民年金への加入は、20歳のときに町役場から通知があり、父親が加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意であったが、将来のことを考えての加入であったと父親から聞いているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意であったが、将来のことを考えての加入であったと父親から聞いている。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年4月頃に払い出されていることが推認できるとともに、申立人に係るA町(当時)の国民年金被保険者名簿には、国民年金加入時に学生であったことを表す「学」の記載がされた上で、平成3年4月1日を資格取得日として国民年金に強制加入していることが確認できる。

このことから、申立人については、学生の国民年金への加入が任意加入から強制加入へと変更になった平成3年4月の制度改正に伴い、国民年金への強制加入が行われたものと推認でき、申立期間は任意未加入期間として整理されており、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかった期間であると考えられる。

また、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情及び申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

私は20歳のとき、自分で国民年金に加入手続をし、結婚後も任意加入に切り替え、未納がないように国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は20歳のとき、自分で国民年金の加入手続をした。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、20歳到達時を資格取得日として昭和44年5月に実兄と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は資格取得日が遡及したことによる未納期間であると認められる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は8か月と比較的短期間であり、国民年金加入時に過年度納付可能な期間であるものの、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する納付組織では、過年度分に係る保険料は納付できなかったものと推認される上、申立人から申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年10月まで

私は、会社を退職したので、国民年金に加入したが、加入手続や国民年金 保険料の納付については、妻が全て行った。

妻は厚生年金保険と国民年金に全期間加入し、国民年金保険料も納付済み となっているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和57年8月1日を資格取得日として、60年11月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部(57年9月から58年9月まで)は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の老齢給付受給資格期間満了者のため国民年金の任意適用者となることから、上記手帳記号番号の払出日から約2か月後の昭和61年1月6日に、資格取得日を57年8月1日(強制加入)から60年11月11日(任意加入)に訂正されていることが確認できるところ、当該処理時点において申立期間に係る国民年金保険料が還付された等の記録は確認できず、申立期間の国民年金保険料は、上記記録訂正時点では、未納であったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の妻は、記憶が曖昧であり、加入手続や保険料の納付状況等が不明である上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から52年3月まで

私の国民年金は、母が昭和37年頃に加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。

昭和51年に再婚したとき、母が「国民年金保険料を現在掛けている。」と 言って、国民年金手帳を渡してくれたので、申立期間が未納となっているこ とに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金は、母が昭和37年頃に加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。」旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録によると、申立人の当該手帳記号番号は、A県B町において、昭和48年11月頃に払い出され、遡って資格取得日を37年9月27日としていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、C市で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は175か月と長期間であるとともに、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めること はできない。

また、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年8月1日まで

② 昭和51年10月1日から52年8月1日まで

③ 平成18年6月頃

④ 平成18年6月1日から19年8月1日まで

申立期間①及び②について、当時、私はA社に勤務しており、給与支給額が下がった記憶は無いにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が当該期間前のそれぞれの標準報酬月額を下回っていることに納得できない。

申立期間③について、私は平成 18 年 5 月 31 日までの期間においてB社に勤務し、同年 6 月 1 日から同社の子会社であるC社に勤務した。勤務していたB社から平成 18 年 5 月分の賞与支給を受け、当該賞与に係る給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該標準賞与に係る記録が無いことに納得できない。

申立期間④について、私の所持する給与支給明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

全ての申立期間について、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び④の標準報酬月額の相違について申し立 てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関 する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は 決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

# 2 申立期間①及び②について

当該期間について、A社から提出のあった「昭和 47 年 6 月 30 日現在」、「昭和 50 年 7 月 1 日現在」及び「昭和 51 年 7 月 1 日現在」の社員名簿に記載されている申立人の基本給及び諸手当を合わせた報酬月額に見合う標準報酬月額は、それぞれオンライン記録上の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚は、「当時、残業が非常に多かったこともあって残業手当が基本給を超えていた。」旨を供述していることなどから判断すると、残業手当の変動により標準報酬月額が前年より下がるなど、報酬月額が必ずしも一定の金額で上がっていたとは限らない状況が推認できる上、前述の社員名簿に記載されている同職種の同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、申立人以外にも標準報酬月額が直前の標準報酬月額より下がっている者が確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている状況は見受けられない。

さらに、申立期間①及び②当時、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正されたなど不自然な形跡は無いほか、当該標準報酬月額は、当時申立事業所が加入していたD厚生年金基金の記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

#### 3 申立期間③について

(1) オンライン記録から、申立人は、平成18年6月1日にB社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日付けで同社の子会社であるC社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、i) B社から提出のあった同社に係る「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において、申立期間③の賞与は同年6月8日に同社から支給されたものであることが確認できること、ii) 同社は、「当該賞与は平成

18 年 5 月 31 日に未払計上し、同年 6 月 2 日に振込支給した。」旨を回答していることから判断すると、実際の支給日は特定できないものの、 当該賞与は、B社が同年 6 月 1 日より後の日付で支給したことが認められる。

また、申立人から提出された、B社に係る平成18年6月に支給されたと認められる同年5月分賞与に係る給与支給明細書及び前述の所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

(2) しかしながら、オンライン記録から、B社及びC社における厚生年金 保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、申立人と同 時期にB社から同社の子会社であるC社に異動したことが推認される同 僚にも、平成18年6月における標準賞与額の記録が確認できない。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人のB社における資格喪失月以降の月を同社の被保険者期間に算入することはできない。

さらに、申立人は、申立期間③に係る賞与は平成18年5月分として支給されたため、当該賞与について、B社における同年5月の標準賞与額として認められるべきである旨主張しているが、厚生年金保険法第24条の3第1項では、「被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。」とされており、申立期間③に係る賞与について支給月でない平成18年5月における標準賞与額として認めることはできない。

- (3) これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。
- 4 申立期間④について

当該期間については、申立人の所持する当該期間に係る給与支給明細書 (平成 19 年7月を除く。)及びB社から提出のあったC社に係る「平成 18 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成 19 年分給与所得 に対する所得税源泉徴収簿」から確認又は推認できる報酬月額に見合う標 準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが認め られるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン 記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の 対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間④についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年8月1日まで

② 昭和35年5月1日から37年10月1日まで

私は、A事業所でB業務に従事していたが、同時期に入社した同僚に比べて標準報酬月額が低くなっている期間があることに納得できない。

調査の上、両申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、本件申立てに関しては、A事業所は昭和 48 年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため、両申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原 票における標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している 上、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、同僚は、「同時に入社した社員は、基本給はほぼ同額であったが、 基本給のほか、いくつかの手当が支給されていた。」旨を供述しているとこ ろ、前述の被保険者名簿及び被保険者原票で、同時期に入社したとする 13 人 (申立人を含む。)の同僚に係る標準報酬月額を調査した結果、標準報酬月 額は一致していないことから判断すると、給与支給総額については必ずしも 全員同一の金額であったとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の同僚が所持する給与明細書(昭和 40 年 3 月分及び 4 月分) に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、前述の保険被 保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月20日から40年7月13日まで 私は、昭和38年8月からA社に半年から1年以内の期間において勤務し、 その後継続して同社の関連会社であるB社に40年7月までの期間において 勤務した。両事業所にはいずれも正社員として勤務したので、厚生年金保 険に加入していると思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、 申立人が、申立期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続 して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、両事業所とも既に廃業しており、申立人に係る人事資料等を確認できないところ、A社における退職時期及びB社における入社時期に係る申立人の記憶は曖昧な上、各事業所における勤務期間について同僚からも明確な供述を得ることができないことから、各事業所における勤務期間を特定することができない。

#### 2 A社について

申立人が申立期間の最初に勤務したとするA社については、事業所の名称及び同社本店の所在地等に係る申立人及び同僚の供述が同社に係る商業登記簿謄本と一致していることは認められるものの、A社は事業所番号等索引簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない。

また、申立人は、同僚について、姓のみの記憶であるなど、同僚に関してその氏名を確認することができないことから、申立人の勤務実態、厚生

年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

# 3 B社について

申立人が申立期間においてA社から継続して勤務したとするB社の勤務開始時期は、申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、少なくとも昭和 39 年2月以降の時期であると考えられる。

しかしながら、複数の同僚は、「昭和39年頃は、B社の業況が次第に悪くなってきていた上、入社して短期間で退職する者も多かったので、この頃に勤務を開始した者については厚生年金保険に加入させていないことがあったと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和38年9月1日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できないことなどから判断すると、当時、同社は同日以降に勤務を開始した者について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、B社から出向してA社に勤務したとする同僚について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人がA社に勤務したとする期間を含む申立期間についてB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を検証したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、事業所番号等索引簿によれば、B社は昭和 39 年 6 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同僚は、「会社が厚生年金保険に加入しなくなってから厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」と供述している。

4 このほか、申立人の両事業所に係る申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両事業所に係る申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から34年5月31日まで

10 年くらい前に私が社会保険事務所(当時)に自分の年金記録を問い合わせたところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。

私は、A社を退職した後、脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号 470 番から 650 番の被保険者のうち、申立人と同性の従業員 161 人について検証したところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後の2年間において資格喪失した被保険者 49 人のうち脱退手当金が支給済みとなっている者は、申立人を含めて 32 人となっている。この 32 人のうち 19 人については、資格喪失後6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、申立事業所が脱退手当金の代理請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求手続がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の前述の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを 意味する「脱」表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳)にも脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を社会保険庁 (当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した旨の記録が確認でき、社会 保険事務所による一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月頃から49年3月頃まで

私は、申立期間においてA県内のB業務に従事した。勤務場所は工事によって変わったものの、勤務した会社はC事業所又はD事業所であり、両社とも社会保険に加入していたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断すると、申立期間において、申立人が、A県内のB業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張するC事業所については、商業登記簿及びオンライン記録において、A県内に(有)C事業所及び(株)C事業所の所在が確認できるものの、(有)C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、現存している(株)C事業所は、「当時のことを知る社員はおらず、厚生年金保険料の控除等に関する資料も残っていないため不明である。」と回答している上、(有)C事業所及び(株)C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を知らないと回答していることから、申立人の申立期間における(有)C事業所及び(株)C事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が勤務したと主張するD事業所については、商業登記簿及び オンライン記録において、E県内にD事業所(株)の所在が確認できるとこ る、D事業所(株)は、「入社台帳、厚生年金基金の加入者記録及び健康保 険組合の加入者記録に申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間におけるD事業所(株)に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚について、姓のみの記憶であるなど、氏名を確認することができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明 細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年7月1日まで 私は、昭和58年6月11日から62年5月31日までの期間においてA事業所に勤務した。

日本年金機構の記録では、申立期間の標準報酬月額が22万円となっており、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

当時の給与支給額が分かる辞令があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出されたA事業所発令の辞令により、申立人は昭和58年6月11日付けで同事業所のB職種に命ぜられ、B職種月額(14万円)及びB職種手当(11万3,000円)の合計25万3,000円の給与支給額となっていることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間前の同年6月から同年9月までの期間について、標準報酬月額が26万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の標準報酬月額の決定方法については、5月から7月までの3か月間(ただし、20日以上の勤務月を対象月とする。)に

実際に支払われた給与の総額をその対象月数で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定されていたところ、A事業所は、「中途採用者について、採用された月の給与は、給与月額の30分の1をもって1日とする日割計算により支給することになっている。」と回答しており、前述の辞令及びA事業所が保管する職員人事調書における採用日は昭和58年6月11日であることから、30分の20で日割計算した同年6月の給与月額と、前述の辞令から推認される同年7月の給与月額の総額を2月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめると、申立期間の標準報酬月額は22万円と推認することができ、当該標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、A事業所が加入しているC厚生年金基金の申立人の申立期間における標準報酬月額についても、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A事業所は、「申立期間当時における社会保険料の控除等に関する資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いが、社会保険事務所(当時)に届けたとおりの厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年11月11日まで 私は、経営者が途中で変わることがあったものの、昭和43年10月1日 から46年5月末日までの期間についてA事業所に継続して勤務したが、申 立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

事業主、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によれば、B事業所が厚生年金保険の 適用事業所に該当することとなったのは昭和45年11月11日であり、申立期 間においては厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない。

また、事業主に照会したところ、「当時、会社に資金が無く、社会保険に加入する時期が遅れた。申立期間において社会保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、C事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様にC事業所の被保険者資格を喪失した後、B事業所の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚3人についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月頃から同年12月21日まで

② 昭和40年2月21日から同年5月頃まで

③ 昭和40年9月1日から41年4月頃まで

私は、昭和37年10月頃から40年5月頃までの期間においてA社に勤務したが、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

また、昭和 40 年 6 月頃から 41 年 4 月頃までの期間において B社(現在は、C社)に勤務したが、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A 社に勤務したことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和37年12月21日、同資格の喪失日は40年2月21日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同じ昭和37年12月21日である者が10人確認できるところ、申立人を含む5人については厚生年金保険被保険者記号番号を他の被保険者と連番で新規に払い出されていることが確認でき、遡って訂正されたな

ど不自然な点も見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「試用期間があったと思う。」旨供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時期と当該同僚が供述する入社時期が一致していないことから判断すると、A社は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も 無い。

2 申立期間③について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断 すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、B社に勤 務したことは認められる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年6月1日、同資格の喪失日は同年9月1日と記録されているところ、当該記録はC社が提出した申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録において、申立人は同年6月1日に被保険者資格を取得し同年8月31に離職している旨記録されていることが確認できる。

また、申立人は、「B社を退職後、D市E区F町に所在した事業所に勤務するため、同市E区に転居した。」旨を供述しているところ、申立人の戸籍の附票により昭和40年9月1日に同市E区に住所を異動していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年 金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年頃

② 昭和 41 年頃

③ 昭和 42 年頃

私は、A社の従業員として、昭和40年頃に約6か月間において、B県C市の勤務場所Dで、41年頃に約8か月間において、E県F市の勤務場所Gで同僚と共に業務に従事した。また、事業所名は記憶していないが、昭和42年頃に約8か月間において、H県I市の勤務場所Jに同僚と共に業務に従事した。しかし、全ての申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人が、申立期間①及び②において、A社における業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①及び②において、申立人及び申立人が共に勤務したとする同僚のうち、A社が、「当社の正社員であったことが確認できる。」と回答した同僚については、同社の前身であるK社L事業所及び同社M事業所等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、A社が、「当社の正社員としての雇用が確認できないため、勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については全て不明である。」と回答した申立人及び前述とは別の同僚については、K社M事業所L事業所、同社M事業所及びA社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿を調査しても、その氏名は確認できない。

また、申立期間①及び②において、オンライン記録から、申立人は国民年金の被保険者であり、当該期間のうち、昭和40年4月から同年7月までの期間については国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が行動を共にしたとする厚生年金保険の被保険者記録が確認できない前述の同僚についても、国民年金の被保険者であり、申立期間①及び②における国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立期間①を含む昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 12 月 31 日までの期間において、申立人には事業所名が不明な雇用保険の被保険者記録が確認でき、この記録について公共職業安定所は、「雇用保険の被保険者記録から事業所名を確認することができないが、事業所番号から、当該事業所は、N県O市、P市又はその周辺地域に所在した事業所であった可能性が高い。」と回答しているところ、申立人が、「昭和 30 年当時、私は、Q氏が社長であったR社の従業員だった。」と供述しているR社については法人登記の記録が確認できず、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことも確認できない。

また、R社とは別に、Q氏が代表者である事業所が商業登記簿において確認できるものの、当該事業所は、昭和38年8月に既に解散している上、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことも確認できない。

2 申立期間③について、申立人は、事業所名に記憶が無く、一緒に行動したとする前述の同僚は既に死亡しており、供述を得ることができないことなどから、事業所名を特定することができない。

また、オンライン記録から、申立人及び当該同僚は、申立期間③において国民年金の被保険者であることが確認できるとともに、当該同僚については国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 大分厚生年金 事案826 (事案127の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月頃から同年10月頃まで

② 昭和46年6月頃から47年6月頃まで

私は、申立期間①において、公共職業安定所の紹介により昭和45年6月にA事業所に就職し、B職としてC業務に従事し、同年10月までの期間において勤務した。同事業所の役員及び同僚を記憶している。

また、申立期間②において、公共職業安定所の紹介により昭和46年6月にD社に入社し、同社E部に所属してF業務に従事し、47年6月までの期間において勤務した。

前回、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

今回、両申立事業所とも、公共職業安定所の紹介により入社したので厚生年金保険に加入していないはずはないと考えることから、再度申立てを行う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間に係る申立てについて、勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が両申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間①については、i)適用事業所名簿において、申立人が勤務したとするA事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できないこと、ii)厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、当時の代表者も既に死亡しているため厚生年金

保険料の控除について供述を得ることができないこと、iii)申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録が無いこと等を理由として、及び申立期間②については、i)申立人が勤務したとするD社を合併したG社の人事担当者から、「保管している『厚生年金保険・健康保険払出簿』に申立人の氏名は無く、申立内容を確認できる関連資料は無い。」旨の回答があったこと、ii)そのほか厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、iii) D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、iv)雇用保険の被保険者記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、両申立期間に係る両事業所とも公共職業安定所の紹介で入社したので厚生年金保険に加入していないはずはないとして再度申し立てている。

2 申立期間①について、今回、申立人は、A事業所の役員だったとして3 人の氏名を挙げているところ、当該3人は既に死亡していることが確認でき、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、当該3人が事業主として記載されているH社、I社、J社及びK社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び一緒に勤務していたとして申立人が挙げた同僚の氏名は見当たらない。

3 申立期間②については、前回の申立て時に、G社の人事担当者から、「当社の『厚生年金・健康保険払出簿』に申立人の氏名は無い。」旨の回答を得ているところ、当該人事担当者は、「この『厚生年金保険・健康保険払出簿』は初代社長から記載されている。当社が昭和57年7月に健康保険組合を設立したとき、当該払出簿と社会保険事務所(当時)から提供を受けた健康保険及び厚生年金保険等に係る資料とを照合したが、当該払出簿と社会保険事務所の記録とは整合しており、申立人の氏名は無かった。」旨回答している。

また、今回、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、同僚らから申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

- 4 申立人は、申立てに係る両事業所とも公共職業安定所の紹介により就職したと述べているところ、両申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も無い。
- 5 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生

年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月1日から38年10月1日まで

② 昭和39年10月1日から40年11月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、申立期間①においてA 社(現在は、B社) C事業所の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間① 前の2万4,000円から2万円に減額されている。

また、申立期間②において、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社本店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和39年10月1日の標準報酬月額が、同社C事業所の被保険者資格を喪失する前の標準報酬月額である3万3,000円から2万2,000円に減額されている。同じ会社に継続して勤務しており、給与は歩合制でもなく、減額になったこともないのに、標準報酬月額が減額となっていることに納得できない。

両申立期間について、両申立期間前の標準報酬月額(申立期間①については2万4,000円、申立期間②については3万3,000円)と同じ金額となるように記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された人事記録(社員カード)の写しにより、申立人の本俸及び資格手当並びに職務手当等の固定的賃金が減額されている状況は見受けられない。

しかしながら、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚 10 人について、標準報酬月額が従前より減額改定となっている記録がある者が8人見受けられ、これらの同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が著しく低額であるとは認められない。

また、前述の被保険者原票における申立人の標準報酬月額はオンライン

記録上の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

2 申立期間②について、B社は、「昭和 39 年 10 月 1 日に、従来当社各事業所により管理されていた社会保険の届出等の事務が当社本店における事務に統合された。」と回答しているところ、適用事業所名簿において、A社C事業所は昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるとともに、同社C事業所及び同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日に同社C事業所の被保険者であった者の全員が、同社本店において、被保険者資格を同日付けで再度取得しており、申立人も同様の記録となっていることが確認できる。

しかしながら、申立期間②の標準報酬月額について、前述の人事記録の写しに記載された本俸及び手当等の固定的賃金が減額されている状況は見受けられない一方、当該固定的賃金の合計額に見合う標準報酬月額は、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社各支店及び同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社各支店で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日付で同社本店に係る被保険者資格を取得したことが確認できる同僚6人のうち5人が申立人と同様、従前の標準報酬月額に比較して資格取得時の標準報酬月額が減額となっているところ、B社は、「これらの同僚についても、人事記録に記載された本俸及び手当の合計額は、申立期間②も含めて減額されている状況は見受けられない。」としている上、これらの同僚の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額が著しく低額であるとは認められない。

さらに、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、 遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

3 B社は、両申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる 賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人も、両申立期間において、そ の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していないこ とから、報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する両申立期間に係る標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 大分厚生年金 事案828 (事案338の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から52年6月1日まで

私は、A社にB職として勤務していた期間の標準報酬月額が、B職として実際に受け取っていた給与額に比べて低い金額で記録されているため、訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、A社に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が5万2,000円と著しく低額で記録されている申立期間について、同社の取引先であったC事業所の職員から当時のB職の給与額についての供述が得られると思うので、再度申立てを行う。

申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票等の資料が無いため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができないこと、ii)申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致していること、iii)申立人と同職種の同僚に照会した結果、当該同僚の標準報酬月額も実際に支給されていた給与額に比べ低額であったと供述していること、iv)同職種の同僚から、当該事業所の給与月額は固定給と歩合給からなっており、低額の固定給に見合う保険料が控除されていたことをうかがわせる供述があることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。今回、申立人は申立事業所の取引先であったとするC事業所の職員から、

当該事業所のB職の給与額についての供述が得られるとして再度申立てを行っているが、C事業所は、「申立期間当時のことを供述できる職員は残っていない。」と回答している。

このほかに申立人から新たな資料等は提出されておらず、委員会の当初の 決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に ついてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月28日から56年4月17日まで

② 昭和62年10月頃から63年6月1日まで

私は、A社に2年間勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は1年間だけであり、申立期間①に係る被保険者記録が無い。

また、私は昭和62年7月にB社(現在は、C社)を一旦退職したが、同年10月に再度同社に就職した。その後同社は倒産したが、経営を引き継いだC社に平成15年6月までの期間において勤務したのに、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立 人のA社における離職日は昭和55年4月27日であり、同年4月28日に離 職票が交付され、求職者給付が支給されていたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 55 年4月 28 日と記載されており、当該資格喪失日は前述の雇用保険の被保険者記録における離職日と符合することが確認できるとともに、健康保険被保険者証の返納日は同年5月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述、関連資料を得ることはできない上、前述の被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間①

において同社に勤務していたことを確認できる供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和62年7月23日にB社を退職し、同年8月18日に離職票が交付され、受給制限期間を経た後の同年11月29日から63年2月26日までの期間において、求職者給付を受給していたことが確認できる上、当該記録には同年6月1日に就職した旨の記載が確認できる。

また、申立期間②当時の申立人について、当該事業所は、「アルバイトとして雇っていたことはあったが、昭和 63 年 6 月までの期間については社会保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことを確認できる供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料 を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年1月31日まで

私は、申立期間においてA社を経営していたが、厚生年金保険の標準報酬月額の変更手続を行った記憶が無いのに、平成9年2月から同年12月までの期間の標準報酬月額が36万円から20万円へ引き下げられている。当時、事業所として無理して納付した保険料なのでよく覚えており、引き下げられていることに納得いかない。

申立期間について、引下げが行われる前の当初の標準報酬月額と同じ金額となるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初 36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の前日の平成 10 年 1 月 30 日付けで、申立期間の全てについて、遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間において同社の 代表取締役であることが確認できる。

また、前述の商業登記簿謄本により役員であることが確認できる申立人の妻は、「会社は赤字になったことは無く、保険料の滞納はなかった。」と主張しているものの、申立人から提出された同社に係る決算書の一部(販売費及び一般管理費)の写しに計上された法定福利費の金額が本来支払うべき金額よりも少なく計上されていることがうかがえることなどから判断すると、同社には申立期間当時において健康保険厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれる上、申立人は、「当時、事業所として保険料を無理して納付した。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所は社会保険事務所(当時)から保険料納付を強く要請されていたことがうかがわれ

る。

さらに、A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった以後も商業登記簿上は存在しており、現在においても事業を継続している状況が見受けられるところ、申立人は同社における健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、健康保険任意継続被保険者の資格取得手続を行い、遡及して減額の訂正処理がされた健康保険の標準報酬月額に基づく任意継続被保険者としての保険料を1年5か月にわたり納付していることなどから判断すると、申立期間に係る平成10年1月30日の処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。